平成２３年（フ）第１８８０号
大阪府吹田市岸部中１丁目12番西２―81号
債務者　下村　孝司
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９０８号
大阪府吹田市江坂町４丁目23番２―313号
債務者　井出　里子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７７号
大阪府茨木市真砂１丁目30番18号
債務者　森上　節子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０８号
大阪市此花区酉島１丁目２番28号　奥野方
債務者　北村　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１３１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目19番16号　ハイツピアグリーン202号
債務者　藤原　健児
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１５６号
大阪府豊中市新千里東町２丁目５番５―902号
債務者　肥後真奈美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６１号
大阪市城東区古市２丁目６番９―502号
債務者　吉田　稚梨
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４３号
大阪府豊中市岡上の町３丁目７番７号
債務者　柴﨑　　茂
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４４号
大阪府豊中市岡上の町３丁目７番７号
債務者　柴﨑　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２５１号
大阪府四條畷市江瀬美町３番８号
債務者　菅　　久子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２７７号
大阪市西淀川区大野３丁目４番５号
債務者　神之田麻理子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０５号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号三徳寮
債務者　三沢　　亨
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３１８号
大阪市中央区瓦屋町１丁目７番11号　グループホームさざなみ松屋町、住民票上の住所大阪市東住吉区住道矢田４丁目20番５号　はーとふる東住吉
債務者　大里千代子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２１号
大阪市生野区林寺２丁目16番１―506号
債務者　東　　敏幸
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号　マンションセイコウ608号
債務者　永井　昭宏
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２８号
大阪市旭区高殿６丁目15番13号　高殿ハイツ61　301
債務者　下地　圭子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３４１号
大阪市住之江区安立４丁目１番４号　メゾンＡメッツ710号
債務者　林　さゆり
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３００号
神戸市北区京地１丁目19番地の８
債務者　川口　秀代
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部